

身体拘束等の適正化のための指針

合同会社どりい夢 ぽこあぽこ

1 身体拘束について

障がい者虐待防止法において障がい者虐待が禁止されているが、障がい者福祉施設従事者等による身体的虐待としては、同法第2条第7項第1号により、「障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること」と定義され、正当な理由のない身体拘束は虐待にあたるとされている。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当する。これらはあくまで例であり、「利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻む行為」という観点から身体拘束の該当性を判断する。

- ①車いすやベッド等にしばりつける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて、行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2 身体拘束の発生時の対応に関する基本方針

身体拘束を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合にはその態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

なお、「利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重かつ組織的に実施されている場合に限る。

- ◆緊急やむを得ない場合の対応とは、支援の工夫では十分に対応できない一時的な事態に限定される。安易にやむを得ないとして身体拘束を行わないように慎重に判断する。
具体的には、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 2001 年 3 月）に基づく要件、手続きに沿って慎重に判断する。

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで、利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じてもっとも制限の少ない方法を選択する必要がある。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされるもっとも短い拘束時間を想定する必要がある。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

仮に3要件を満たす場合でも、以下の点に留意する。

①組織による決定と身体拘束に関する説明所等への記載

- ◆やむを得ず身体拘束を行うときには、身体拘束に関する説明書等に記載する前提として、支援会議等で組織として慎重に検討・決定する必要がある。この場合でも、委員会の議題として挙げて慎重に協議するものとし、基本的には個人的判断では行わない。また、必要に応じて相談支援専門員の同席も検討する。
- ◆身体拘束を行う場合には、身体拘束に関する説明書等に身体拘束の態様および時間、緊急やむをえない理由を記載する。支援会議等によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針のもとで決定する。ここでも、利用者個々のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

②本人・家族への十分な説明

- ◆身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、利用者本人や家族に対して、事前に身体拘束に関する説明書等で身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできるかぎり詳細に説明し、十分な理解を得る。説明は、児童発達支援管理責任者が行う。
- ◆仮に、事前に利用者や家族に説明し理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明し理解を得る。

③行政への相談・報告

- ◆身体拘束を行う場合、市町村の障がい者虐待防止センター等の行政に相談・報告する。利用者への支援の中で様々な問題を事業所で抱え込んでしまわないために、関係する機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得る。
- ◆行政に相談・報告することで、支援の困難な事例に取り組んでいる実態を行政も把握できることになる。また、定期的に報告することで、行動改善に向けた計画的な取り組みの推進を組織的に図ることにもつながる。

④必要な事項の記録

- ◆身体拘束を行った場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむをえない理由等必要な事項を記録する。
- ◆緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、ただちに拘束を解除し、利用者および家族等に報告し記録する。
- ◆具体的な記録は、身体拘束に関する説明書等を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法にかかわる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は、整備し、行政指導および監査においても閲覧できるようにする。
- ◆各記録は、利用者がサービスの利用を終了した日から5年間保管する。

3 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束等をしない支援を提供していくために、支援にかかわる職員全体で以下の点について十分議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組む。

- ①マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束等を行っていないか
- ②事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体拘束等を行っていないか
- ③障がい等があるということで、安易に身体拘束等を行っていないか
- ④支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか、本当に他の方法がないのか
- ⑤言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げていないか

4 身体拘束廃止および適正化に向けた組織体制

①身体拘束適正化検討委員会の設置

合同会社どおり夢では、身体拘束の廃止に向けて法人内の各事業所に身体拘束適正化検討委員会を設置し、合同で会議を開催する。

②設置目的

- ◆施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握および改善についての検討
- ◆身体拘束を実施せざるを得ない場合の解除の検討および手続き
- ◆身体拘束廃止に関する職員全体への指導

③身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会は、1年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催する。

④身体拘束適正化検討委員会の検討・協議事項

- ◆実施された身体拘束等を検証し、適切な手続き・方法で行われたかどうかを確認する。
- ◆身体拘束等の兆候がある場合には、3要件について慎重に調査し検討および対策を講じる。
- ◆身体拘束廃止に向けた取り組み改善について検討する
- ◆各事業所の研修および必要な教育の実施について検討する

⑤職員研修の実施

身体拘束適正化のための職員研修を定期的の実施する。

5 指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、各事業所内にいつでも利用者および家族、職員が自由に閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和4年8月1日より施行する。

この指針は、令和6年3月1日より施行する。